

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町  
●北野町 ●城島町 ●三潞町

# 合併協議会だより

平成15年12月10日発行

Vol.12

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



## 晩秋の風物詩「柳坂曾根の<sup>はげ</sup>櫨並木」 (久留米市)

柳坂曾根の櫨並木は、耳納北麓の晩秋の風物詩として市民の皆さんに親しまれています。全長1.1キロの並木道には、樹齢約250年と伝わる古木約200本が現存し、県の天然記念物に指定されています。11月22日から24日まではライトアップされ、闇夜に鮮やかな紅葉が浮かび上がりました。

ハゼは江戸時代、木蠟（もくろう）の原料として栽培されていました。製品は、長崎や大阪に出荷され、久留米藩の財政を潤したと伝えられています。

●久留米広域合併協議会第12回会議

# 少子化対策・次世代育成支援を総合的に実施 ～児童福祉事業の取扱いなど5項目を承認～



▲真剣な議論が交わされた第12回会議のようす  
(会場：久留米ビジネスプラザ)

久留米広域合併協議会第12回会議が11月22日、久留米市内で開催されました。会議では、前回提案された「広報広聴事業の取扱い」、「児童福祉事業の取扱い」などが協議され、合併協定項目5項目が承認されました。これで新市建設計画を含む45項目の合併協定項目の内、19項目が承認されました。また新たに「財産の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」の2項目が提案されました。

## 協議事項

### ●協議 新市建設計画(案)について

10月3日から17日までに住民の皆さんから提出いただいた「新市建設計画(原案)に対する意見」の取扱いが報告されました。

寄せられた意見には、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題である。基本方針や基本理念に記述すべきではないか」、「農業の振興策として、地域の特産品を全国にアピールする必要がある」などがありました。

協議の結果、新市建設計画(原案)に「男女共同参画社会の実現」、「農産物の販路拡大や情報提供などを推進する」などの文言を挿入することや具体的な事業実施に関する意見については新市建設計画の実施にあたって参考とすることなどが承認されました。

### ●第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて(前回会議で継続協議)

最初に前回委員から資料の提出要望があった「4町が加入する県市町村職員退職手当組合と久留米市の退職手当制度」の資料説明がありました。

協議の結果、一般職の職員の身分の取扱いについては、原案どおり「4町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ」ことなどが全会一致で承認されました。

### ●第31号議案 社会教育事業の取扱いについて(前回会議で継続協議)

協議の結果、前回継続協議となつて

いた「施設利用料が関連する項目」についても原案どおり、全会一致で承認されました。

### ●第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(前回会議で提案)

委員から、「九州で農業粗生産額第2位の農業都市になる。農業委員会の設置については、もう少し慎重を期して協議を進めていただきたいの思いから、今回は継続協議にしていたきたい」、「新市としての農地行政、農業政策に関する一体性の確保という観点から一つのまとまった組織が必要」、などの意見が出されました。

### ●第33号議案 広報広聴事業の取扱いについて(前回会議で提案)

最初に前回委員から資料の提出要望があった「広報紙の発行経費について」

### ●相談事業比較表

	久留米市		田主丸町	北野町	城島町	三瀬町
	市内	市外				
①一般相談	毎日	月1回 各市民センター	—	—	—	—
②市政相談	毎日	—	—	—	—	—
③法律相談	月4回 弁護士	月2回(弁護士) 市民交流サロン 年2回(弁護士) 各市民センター	—	月1回 顧問弁護士	—	—
④人権相談 (人権協議委員)	年6回	年1回 各市民センター	月1回	月1回	月1回	月1回
⑤交通事故相談	月2回 県の交通事故相談所相談員	—	—	月1回 交通安全協会委員	—	—
⑥行政相談 (行政相談委員)	月1回	年2回 各市民センター	月2回	年適時開催	月1回	月1回
⑦建築相談	月2回 建築士	—	—	—	—	—
⑧不動産相談	月2回 宅地建物取引業者協会相談員	—	—	—	—	—
⑨司法書士相談	月1回 司法書士	—	—	—	—	—
⑩高齢者相談	毎日	—	—	—	—	—

※市民センターは、上津、筑前、千歳、高坐礼、耳納の5センター  
※市民交流サロンは、西鉄久留米駅前ロビー3階

の資料説明がありました。

協議の結果、「〇広報紙は、市政及び地域の文化、伝統、祭りなど情報提供の充実を図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。〇相談事業は、久留米市の例により統一するが、開催場所・回数等は合併までに調整する」ことなどの調整案が全会一致で承認されました。

### ●第34号議案 障害者福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果「総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県が定める制度に基づき事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する」などの調整案が全会一致で承認されました。

### ●第35号議案 児童福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

委員から「少子化対策、次世代育成支援の具体的な施策はあるのか」との意見が出され、会長より「次世代育成支援対策推進法に基づき、各市町で実態調査を行っています。その結果を踏まえて17年度に行動計画を策定することになります。北野町の赤ちゃん祝金制度は廃止となりますが、制度化された理念を活かしながら、新市において



子育て支援センターでは、子育ての情報交換や親子での交流を支援しています

も少子化対策、子育て支援などを総合的に行っていく予定です」と説明がありました。

協議の結果、「〇子育て支援センターは、現行事業を継続し、新市においては、地域のバランスを考慮しながら実施施設の調整を図る。〇学童保育所整備・運営については、当分の間現行どおりとし、新市において統一に向けて調整を図る。〇合併時に赤ちゃん祝金制度は廃止するが、北野町で制度創設された趣旨を尊重し、新市において少子化対策・次世代育成支援の充実に努める」ことなどが全会一致で承認されました。

### ●第36号議案 高齢者福祉事業の

#### 取扱いについて（前回会議で提案）

「高齢者福祉事業の取扱い」については、「〇生きがいデイサービスは、当

面現行どおりとする。新市において現行各市町の基準を調整のうえ、継続して実施する。〇家族介護慰労金は、新市においても実施する。額は4町の額を引き上げ久留米市の額（年間12万円）とする。ただし、介護手当事業は、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。〇老人クラブ、老人憩いの家、敬老祝い金は、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る」などが承認されました。

なお、介護用品支給については、継続協議となりました。



生きがいデイサービス事業は、楽しみながらできる機能回復訓練などを行っています

### ●第37号議案 財産の取扱いについて

#### （今回提案）

「財産の取扱い」については、「(1)田主丸町、北野町、城島町及び三潞町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。なお、基金については、基金設立の経緯等を勘案し、

旧田地域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置する(2)田主丸町の船越財産区、東部財産区及び西部財産区の区有財産は、各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ」ことの調整内容が提案されました。

委員から「地域振興基金は、誰がどのような目的で使用するのか。使途、権限等を明確にすべきである」との質問が出され、事務局より「新市建設計画に盛り込まれた施設の整備や基盤整備事業の大半は合併特例債で賄われるので、その他の小規模なハード、ソフト事業に充ててはどうかと考えています。具体的な活用方法は、地域審議会や新市の議会などの意見を踏まえる必要がありますので、合併後に決定したいと考えています」との説明がありました。

また、「田主丸町の財産区は、合併したら久留米市の財産になるのか」との質問が出され、事務局より「財産区は地方自治法上の法人であるので、今の形態のままです。財産区の管理者は町長から市長になります」との説明がありました。

### ●第38号議案 事務組織及び機構の

#### 取扱いについて（今回提案）

「事務組織及び機構の取扱い」については、左の囲みのとおり調整内容が提案されました。

委員から「第27次地方制度調査会の最終答申に、市町村の規模が拡大することに伴い住民自治が損なわれないよう地域自治組織の創設が盛り込まれて

## ■提案された「事務組織及び機構の取扱いについて」の調整案

事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。

### 1. 整備方針について

新市の組織・機構については、地方分権の推進や総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。

- (1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構

### 2. 総合支所(仮称)について

- (1) 合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置し、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点とする。
- (2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。
- (3) 総合支所(仮称)では、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取り扱うこととする。

いる。地域自治組織の制度を導入すべきであると思うので、この地域自治組織に関する資料の提出をお願いしたい」との要望がありました。

事務局より「地域自治組織については、第27次地方制度調査会の中間答申、最終答申を踏まえ新市建設計画等に記述しているところです。要望された資料については次回会議に提出いたします」と説明がありました。

また、本協議会のアドバイザーである県地方課合併支援室の米倉秀之主幹から「地域自治組織には、市町の判断により小学校単位や旧町単位などで設置する法人格を持たないものと、特別地方公共団体としての法人格を持つものがあります。法人格を持つ地域自治組織は、現在の合併特例法による合併の場合に設置できるのか、特例法の失

効後の新しい法律で合併する場合にも設置できるのか、まだ国においても方針が決まっていないため、現在の段階でこの地域において設置できるのかどうかは分からない状況です」と説明がありました。

総合支所について委員から「本庁において処理する事務を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取扱うとあるが、市民サービスに限るのか」との質問が出されました。事務局より「市民サービスは窓口だけに限ったものではなく、一般的な行政サービスと考えています。今後、その内容を具体化していく必要があると考えています」と説明がありました。

※今回提案された第37号議案、第38号議案及び継続協議となった項目については、次回第13回会議で協議されます。

## ●新市の施設等を視察

透きとおるような青空が広がった晩秋の11月17日、1市4町の役所・役場や主要な文化施設、建設中の道路などを本協議会委員が視察しました。

この視察は、各市町の特性や現状、主要な施設などを直接視察し、合併効果を活かした都市づくりを進めていこうと行われたもので、当日は委員など38人が参

加。現地や車中で各市町の担当職員から施設の概要や計画などの説明を受けました。

参加者した委員は、「耳納連山や筑後川の恵みを受けた農地や自然、整備された施設など、新市の地力や可能性を見せていただきました。子や孫に誇れるふるさとづくりのためにも是非とも合併を成功させたいですね」と感想を話されました。



- ▲写真右上より時計回りに
- ①北野コスモス館
  - ②田主丸町複合文化施設
  - ③えーるピア久留米
  - ④水沼の里2000年記念の森公園(三瀬町)
  - ⑤城島町総合文化センター